

④ 未払いの定期同額給与

Q : 役員給与の一部を未払いにして、賞与の時期などに一括支給をすると定期同額給与に抵触するなど聞きますが、どのような場合には未払い処理しても認められないのですか？

A : 次のようなケースでは、認められないものと思われます。

【解説】

定期同額給与の一部を未払い経理している場合で次のような場合は、定期同額給与に該当すると主張しても認められないものと思われます。

- ① あらかじめ定められた支給基準に基づいて、定時にその全額を支払うことができないとする特段の事情がないこと
- ② 毎月の役員報酬の一部を未払いとし、その額をおおむね盆、暮れの従業員に対する賞与の支給時期に支払っていること
- ③ 賞与の支給時期に未払金残高を超える金額を支払い、その未払金勘定に生じた赤字の金額を各事業年度末までに、その残高がちょうどゼロ円になるように、その後の役員報酬の未払金で補填していること
- ④ 代表者等の特定の者に対する役員報酬のみを未払金としていることに合理的な理由がないこと
- ⑤ 実際に支給した金額のみを給与支払明細書の基本給欄に記入し、各月分の未払金額は何ら計上せず、その後事業年度末又は事業年度の途中において、未払金を一括計上している事実があること

